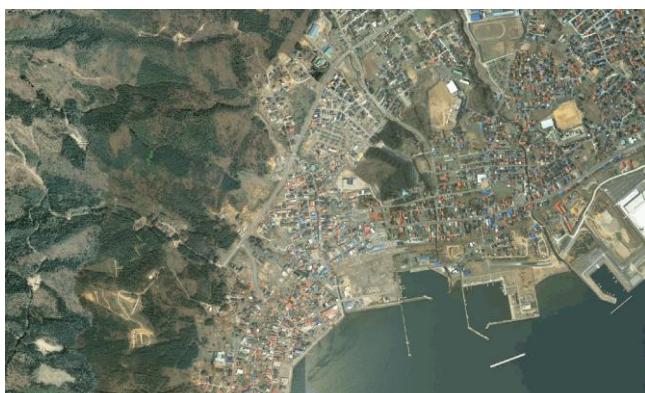
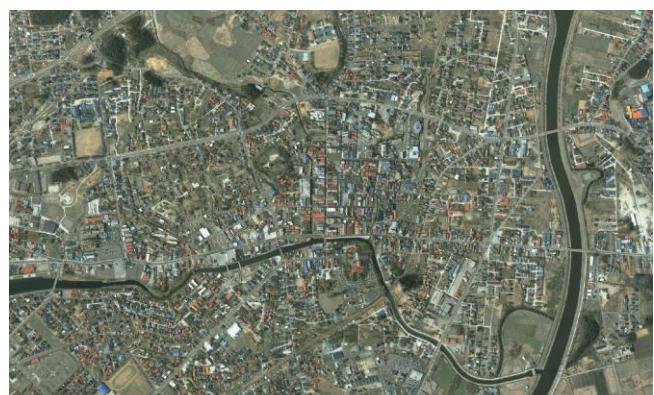
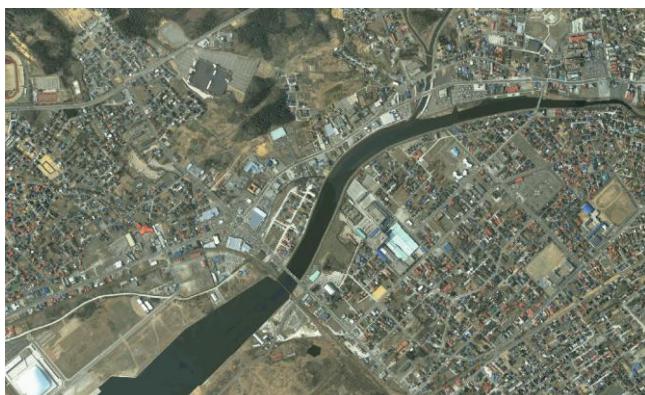


むつ市都市計画マスタープラン 概要版

【都市づくりの基本テーマ】

生活・産業・エネルギー・自然が共に生きる大地
下北広域圏をけん引する 陸奥の国づくり



平成22年4月

 むつ市

【目次】

はじめに	1
第1章 都市計画マスターplanの位置づけ等	2
1－1 都市計画マスターplanの位置づけ	2
1－2 対象区域、目標年次	3
第2章 都市の将来像（理念・目標の設定）	4
2－1 都市づくりの理念	4
2－2 都市づくりの目標	6
2－3 将来フレーム	8
2－3－1 人口・世帯フレーム	8
2－3－2 産業フレーム	8
第3章 将来都市構造	9
3－1 土地利用ゾーニング	9
3－2 都市拠点	9
3－3 都市軸	10
第4章 全体構想	13
4－1 土地利用の方針	13
4－2 都市施設整備の方針	15
第5章 地域別構想	17
5－1 地域区分	17
5－2 地域別の将来像	18
5－2－1 むつ田名部地域	18
5－2－2 むつ中央下北地域	19
5－2－3 むつ大湊地域	20
5－2－4 むつ地域	21
5－2－5 大畠地域	22
5－2－6 川内・脇野沢地域	23

※表紙の航空写真は平成19年度に撮影されたものです。

■はじめに

1 むつ市都市計画マスタープラン策定（見直し）にあたって

平成17年3月、むつ市、大畠町、川内町、脇野沢村が合併し、新むつ市となりました。

この合併により現在は、むつ、大畠の2つの都市計画区域が存在し、各区域には平成7年3月策定のむつ市都市計画マスタープラン、平成14年3月策定の大畠都市計画マスタープラン（大畠まちづくりプラン）がありますが、川内町、脇野沢村には都市計画区域がなく都市計画マスタープランがありません。

よって、この合併をふまえむつ市全域を対象とした都市計画区域の一体化、準都市計画区域の設定を見据え、むつ市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針）の策定（見直し）を行いました。

2 策定の方法

むつ市都市計画マスタープランは、平成20年度から平成21年度までの2カ年での策定（見直し）となり、平成20年度では「市民アンケート調査」の実施や市民の方に都市計画に興味を持って頂くために「むつ市都市計画マスタープラン公開勉強会」を2回開催しました。また、平成21年度では市民の声を反映させるため、自由参加型の「陸奥の国のまちづくりワークショップ」を6回開催し、市のホームページを活用しEメールなどによる意見の募集、作成途中段階での素案の閲覧、意見募集も行いました。

ワークショップの開催にあわせて、県関係、各種団体、事務組合、市庁内関係部署などの都市計画に関わる分野から委員を選出し「むつ市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、市民意見などにもとづき、具体性や妥当性を検討しながら原案としてとりまとめました。

原案に対しては広く市民からの意見を取り入れるため1カ月のパブリックコメントを実施し、意見を反映させた後、「むつ市都市計画マスタープラン策定委員会」で了承されたものを案として「むつ市都市計画審議会」で審議され、公表となりました。

3 都市計画における課題

人口減少や超高齢社会などが進む中、既存の公共公益施設の維持管理費や更新費は今後ますます増加していくことになります。また、人口減少と人口密度の低下による公共交通の衰退や地域コミュニティの崩壊が懸念されるなど、拡大型のまちづくりが立ち行かなくなることは明白です。このような状況下では、社会・環境・経済などのバランスを保ちながら、より効率的で持続可能な社会を構築していくことが重要となります。

そのため、都市政策においてはこれまでの右肩上がりの成長を前提とした拡大型のまちづくり（都市化社会）を見直し、コンパクトなまちづくり（都市型社会）への転換が必要となります。



第1章 都市計画マスターplanの位置づけ等

1-1 都市計画マスターplanの位置づけ

(1) 他の計画との整合性

むつ市のまちづくりに関する構想、計画には、『むつ市長期総合計画』『新市まちづくり計画』などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスターplanが受け持ち、より方向性を具体化していきます。

また、この都市計画マスターplanと整合を図り、「緑の基本計画」や「景観計画」など、個別の計画が整理されることとなります。ただし、都市計画マスターplanは、あくまでも都市づくりの基本方針を定めるものであり、個別・具体的な都市計画決定の詳細（土地利用や建築物の制限の内容など）や事業計画（道路・公園・下水道の整備など）を定めるものではありません。

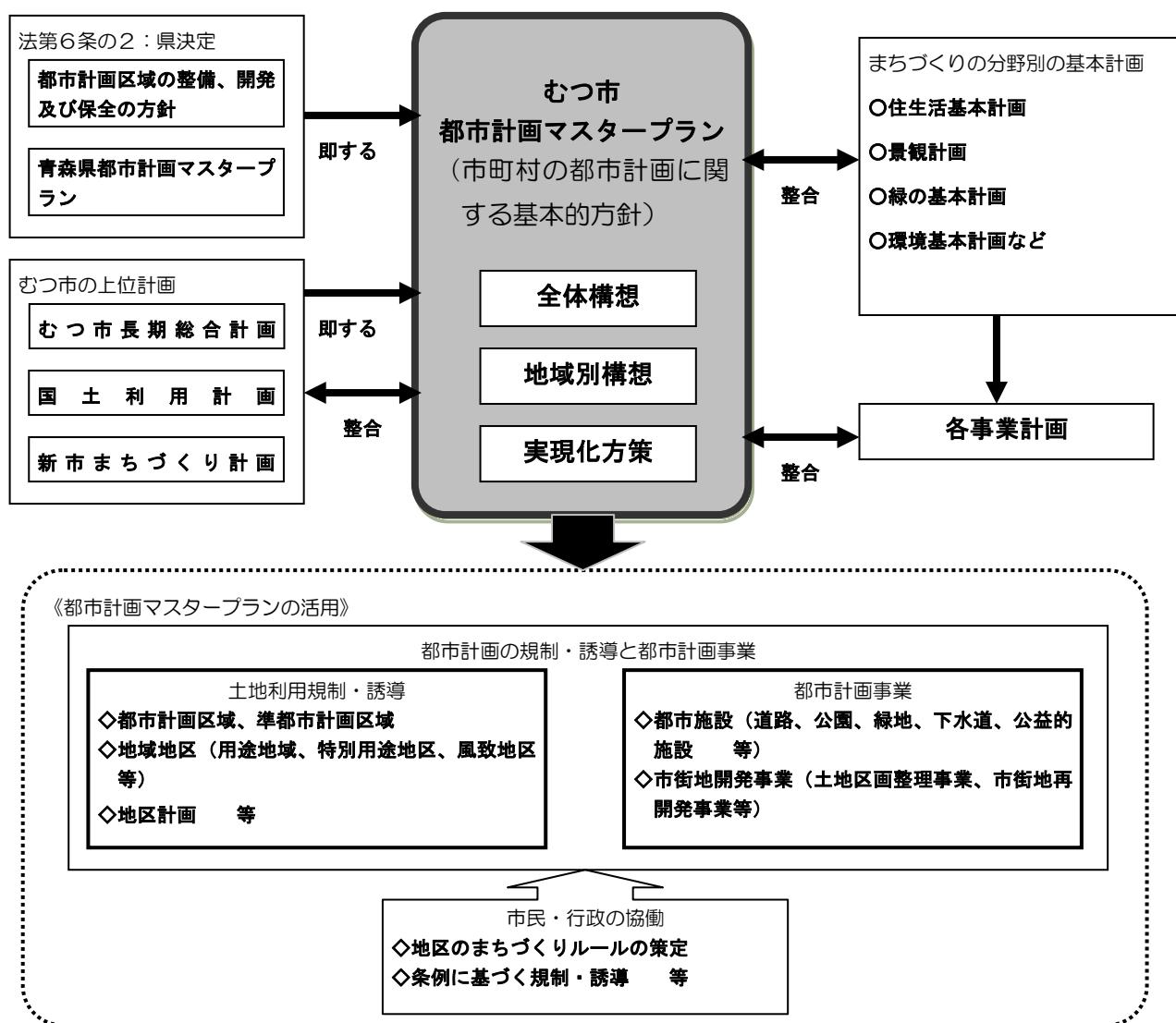


図 計画の体系



1-2 対象区域、目標年次

(1) 都市計画マスターplanの対象区域

市町村都市計画マスターplanの対象区域は、原則として都市計画区域を対象としますが、むつ市都市計画マスターplanでは、都市計画区域外の川内・脇野沢地区も含め、市全域を対象区域とします。

表 本市の都市計画区域の概要

都市計画区域名称	旧市町名	規模 (ha)	旧行政区域 (ha)
むつ都市計画区域	むつ市	14,405	24,589
大畠都市計画区域	大畠町	1,416	23,563

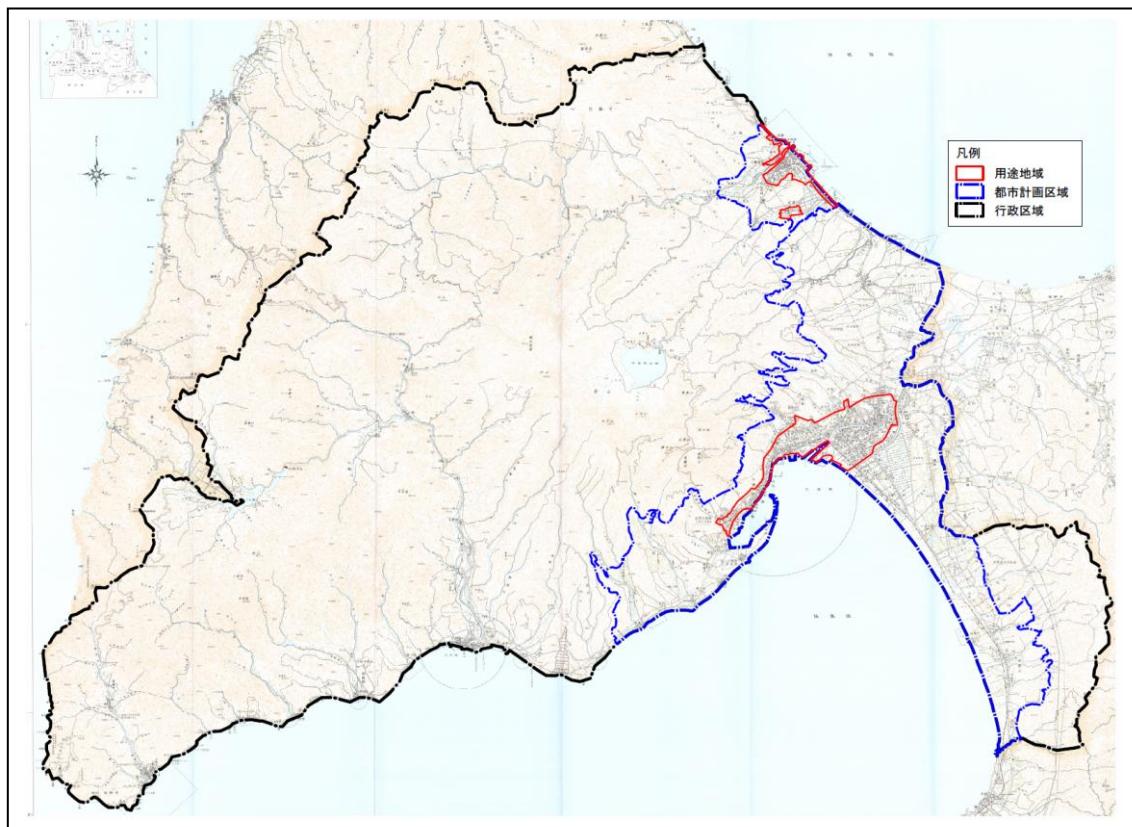


図 むつ市の都市計画区域

(2) 目標年次

本計画が目指す目標年次は、策定年次よりおおむね20年後の平成42年とします。また、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを図ることとします。



第2章 都市の将来像（理念・目標の設定）

本市の将来のあるべき都市像、目指すべき都市づくりの方向性を文章で表現します。将来の都市づくりの基本的な考え方を「理念」「目標」として設定し、今後都市づくりを進めていくうえで、行政と市民が共有できるものとすることが重要です。

2-1 都市づくりの理念

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念は、むつ市の都市づくりの上位計画である「むつ市長期総合計画」において定められた市政運営の理念『人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国』をふまえていくものとします。

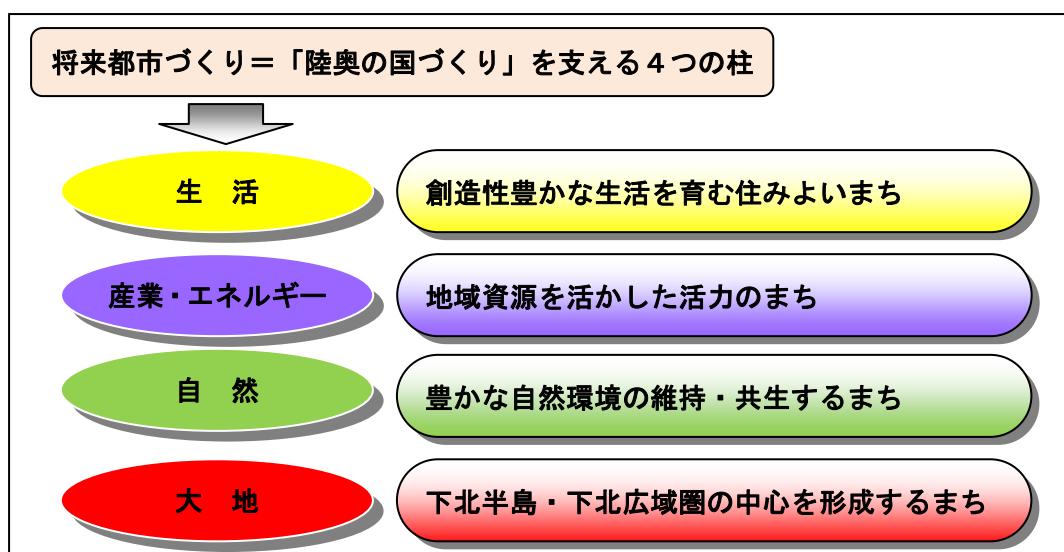
【都市づくりの基本理念】（むつ市長期総合計画をふまえます）

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国

(2) 都市づくりの基本テーマ

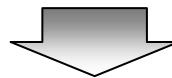
都市づくりの基本テーマは、都市づくりの基本理念をふまえて、新しいむつ市の「都市計画が目指す将来像」を示すものとして定めます。

設定にあたっては、「青森県都市計画マスタープラン」や市町村合併前に策定された「旧むつ市及び旧大畠町の都市計画マスタープラン」の都市づくりの考え方、市民アンケートによる「むつ市の将来イメージ」などを基にむつ市の地域特性をふまえた「将来都市づくりの方向性を示すキーワード」を抽出し、これをふまえて設定します。

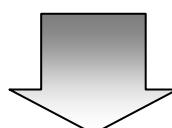
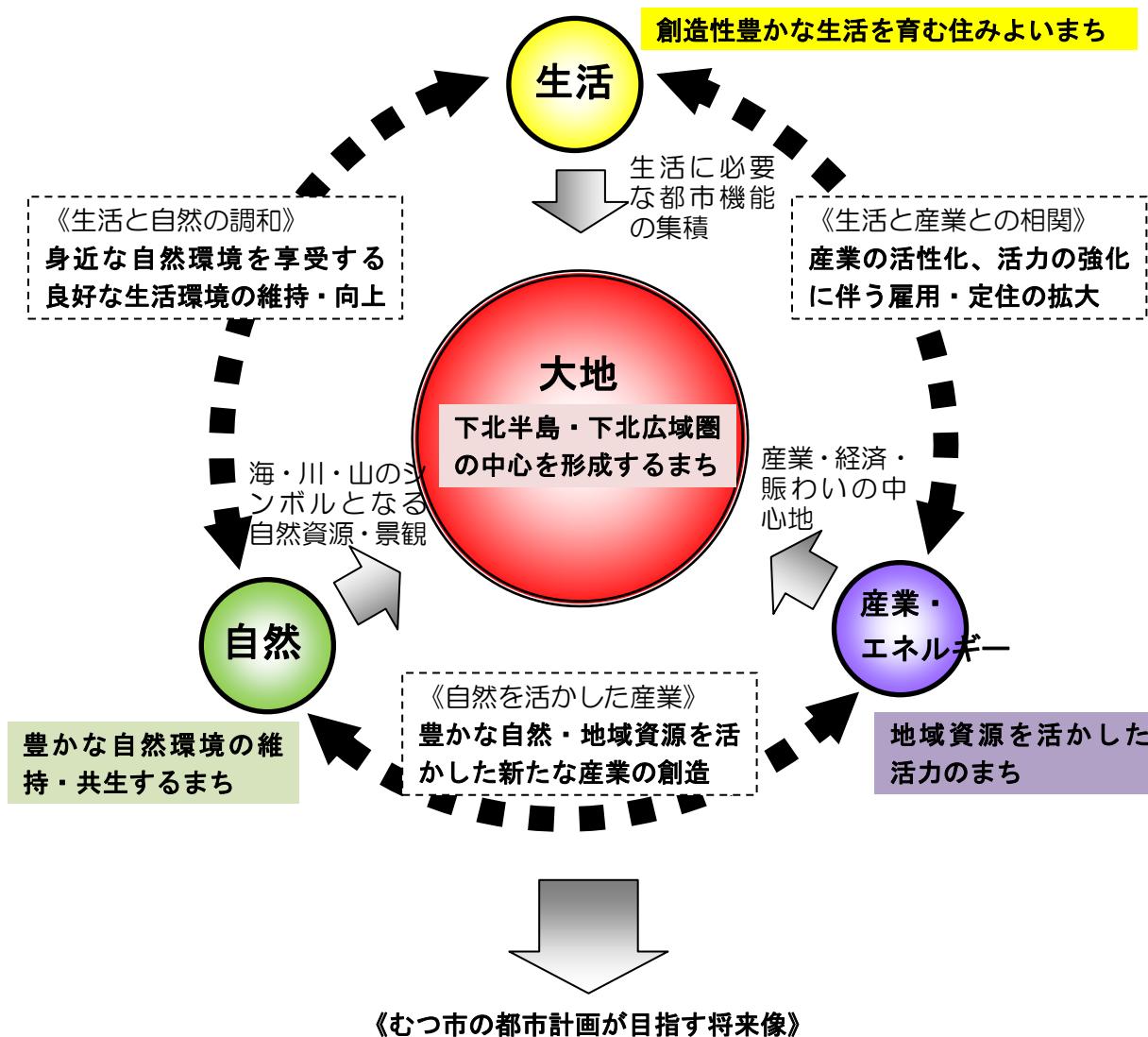


【都市づくりの理念（むつ市長期総合計画を踏襲）】

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国



「陸奥の国づくり」を支える4つの柱



《むつ市の都市計画が目指す将来像》

【都市づくりの基本テーマ】

**生活・産業・エネルギー・自然が共に生きる大地
下北広域圏をけん引する 陸奥の国づくり**



2-2 都市づくりの目標

都市づくりの目標

生 活 誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりを目指します

産 業・エネルギー 本市の産業が進む道を支援する産業基盤づくりを目指します

自 然 豊かな自然を子孫に残す、自然環境の保全・維持を目指します

大 地 下北広域圏の中心拠点となるネットワーク型都市構造の形成を目指します

(1) 誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりを目指します

- むつ地域の中心市街地、大畠地域の市街地、川内地域や脇野沢地域の中心地など、それぞれの市街地、中心地の規模や地域特性に見合った生活利便性の高い機能的な「コンパクトな都市づくり」を進め、高齢者にも優しく、環境負荷の低減（低炭素社会づくり）にも配慮した市街地、集落地の形成を目指します。
- 各地域間や市街地内を機能的に結ぶ道路網ネットワーク、誰にでもやさしい公共交通ネットワークの再構築を目指します。
- むつ市及び下北広域圏と県内主要都市などを結ぶ、鉄道・高規格道路などの広域交通網の整備、利便性の向上を目指します。
- 人口減少・少子高齢化社会を迎える、バリアフリーや子育て支援などに対応した安全・安心な生活環境づくり、都市施設の改善を目指します。
- 各市街地や集落地において古くから培われてきた歴史・生活文化の伝承と地域コミュニティの維持に努めます。また、身近な自然環境や地域固有の歴史・生活文化などの地域資源を都市づくりに有効活用し、地域活性化の促進を目指します。
- 住宅地内の行き止まり道路や不規則な道路ネットワークの改善を図り、生活利便性の向上や災害・防犯に強い生活環境づくりを目指します。

(2) 本市の産業が進む道を支援する産業基盤づくりを目指します

- 産業振興施策との連携を図り、むつ市及び下北半島の地域特性を活かした「産業が進む道」を明確にするとともに、これを支援する産業用地、道路などの産業基盤づくりを目指します。
- 本市の基幹産業である農林水産業を維持するとともに、農地・森林や漁業施設などを保全していきます。また、従来の「マイナス思考」の考え方を「プラス思考」へ転換し、生産・加工・販売の一体化、工業・観光などの他業種と連携した特産品開発・体験型農林水産業などの積極的な展開を進め、産業振興、活性化促進を目指します。
- 地域雇用、定住人口の拡大促進を図るため、臨港地域の有効活用や畜産・林業・漁場、原子力・エネルギー関連産業などの地域特性を活かした優良企業の誘致を目指します。
- 田名部地区の中心商業拠点の賑わい再生と魅力づくりを目指します。また、大湊地区、中央地区については利用者のニーズに対応した市街地づくりを目指します。



- 自然環境・景観、歴史・文化資源、農林水産業などの地域資源を活かした観光振興を支援する観光拠点、道路などの基盤づくりを目指します。

(3) 豊かな自然を子孫に残す、自然環境の保全・維持を目指します

- むつ市及び下北半島を象徴する海・山・農地・森林などの豊かな自然環境・景観の維持に努め、かけがえのない共有の財産を子孫に伝える都市づくりを目指します。
- 森林を守るための間伐や観光・レクリエーションへの活用など、自然環境の適正な管理と環境負荷の低減に可能な限り配慮した活用により、持続可能な低炭素社会づくりを目指します。
- 市街地、集落地においては、生活に潤いを与える水辺・緑の空間の創出や景観を創造し、身近に自然環境が共生する都市づくりを目指します。
- 豊かな自然環境を次世代に継承していくため、「都市的土地区画整理事業」を図る区域」と「自然や農地、山林を保全していく区域」を区分し、明確に位置づけていきます。「自然や農地、山林を保全していく区域」においては、無秩序な都市的土地区画整理事業の拡大の抑制に努めます。

(4) 下北広域圏の中心拠点となるネットワーク型都市構造の形成を目指します

- 1市2町1村が合併して誕生した本市において、むつ地域の中心市街地を中心に、市内に分散している市街地や旧町村の中心地を機能的に連携するネットワーク型の都市構造の形成を目指します。さらに、むつ市は下北広域圏・下北半島の中心拠点としての機能・役割を担う都市であり、むつ市のみならず、広域圏が一体となったネットワーク型の都市構造の形成を目指します。
- 生活・産業業務・行政などの様々な都市活動に必要な都市機能、主要施設が集約した中心市街地づくりを目指します。さらに、下北広域圏の中心都市に相応しい商業、医療・福祉、教育・文化、交流などの高次都市機能の集積を目指します。

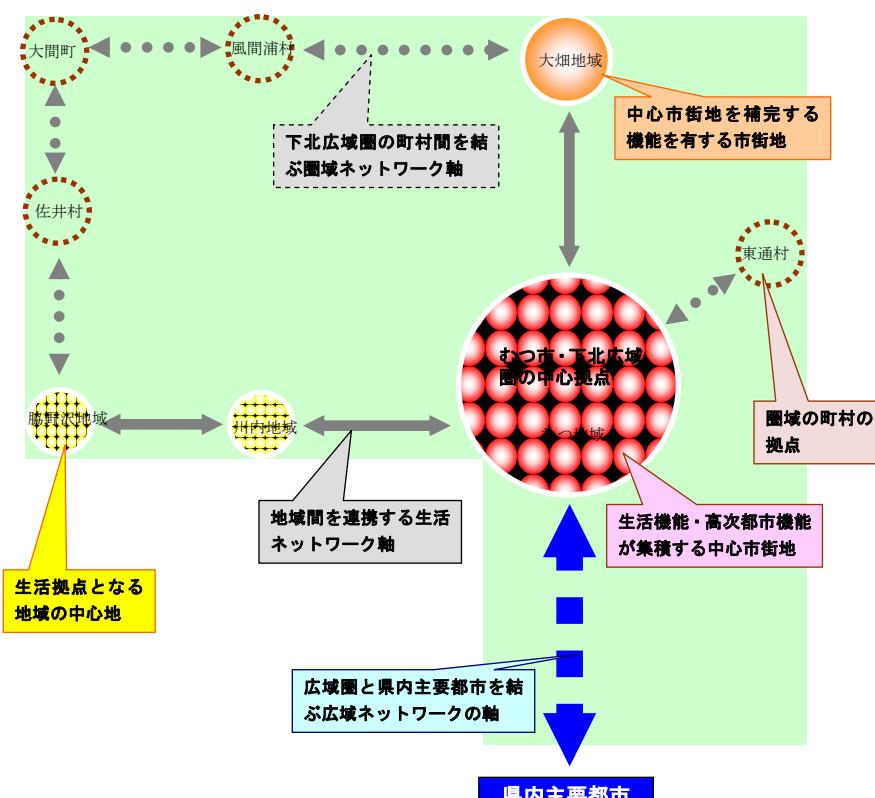


図 下北広域圏のネットワーク型都市構造の概念



2-3 将来フレーム

2-3-1 人口・世帯フレーム

○総人口は市全体で減少傾向にあり、今後も減少傾向が継続するものと想定されます。

○核家族化の進展や独居高齢者の増加に伴い、世帯当たり人員は今後も減少傾向が継続するものと想定されます。

○総世帯数は中間年次でいったん増加しますが、目標年次には減少に転じることが想定されます。

○定住施策などを展開し、用途地域内の人口、世帯数の減少率の低下を抑制します。

表 区域別人口の設定

区域別	平成17年度 (基準年次)	平成32年度 (中間年次)	平成42年度 (目標年次)
総人口（人）	64,052	58,000	52,000
総世帯数（世帯数）	24,476	25,100	24,400
世帯当たり人員（人／世帯）	2.62	2.31	2.13

2-3-2 産業フレーム

○産業人口は減少傾向にあり、今後も減少傾向は継続されるものと予想されます。しかし、ここでは、第一次産業人口は将来増加する労働可能な高齢者の農業人口への回帰や高齢者以外の1ターン、1ターン者の農業運営、また、地産地消、食料自給率100%を目指す施策の展開などを考慮し、増加を目指します。

第二次産業人口では新たな産業の立地による雇用の創出などを考慮し、増加を目指します。

○工業フレームは将来的な新たな産業基盤整備や企業誘致の推進を図り、製造品出荷額の増加を目指します。

○商業フレームは中心市街地や各地域の商店街の活性化、商業地の再生などにより、商品販売額の増加を目指します。

	平成17年度 (基準年次)	平成32年度 (中間年次)	平成42年度 (目標年次)
就業産業別 者数	第一次産業（人）	1,900	2,800
	第二次産業（人）	6,293	6,900
	第三次産業（人）（分類不能を含む）	20,639	17,900
	計（人）	28,832	27,600
工業フレーム（将来製造品出荷額）（百万円）		17,341 (H19年度)	20,000
商業フレーム（将来商品販売額）（百万円）		141,955 (H16年度)	142,000
			150,000



第3章 将来都市構造

将来都市構造は、将来の都市の姿形を概念図で表現します。本マスタープランでは、「基本ゾーニング」「都市の拠点」「骨格となる都市軸」などの配置、機能を位置づけています。

3-1 土地利用ゾーニング

【基本的な考え方】

土地利用ゾーニングの基本的な考え方とは、「都市的な土地利用を促進する区域」と農地・森林・水辺などの「自然環境を維持・保全する区域」、及び森林地帯・山間地・農業集落地などに位置する集落居住の「自然環境と共生する区域」の区域区分を明確にします。

(1) 都市的な土地利用を促進する区域

①市街地ゾーン

むつ地域、大畠地域の市街地（用途地域が指定されている範囲）を位置づけます。

②臨港・業務ゾーン

大湊湾に接しているむつ地域の臨港地域、及び大畠地域の水産加工施設の集積がみられる工業地周辺を位置づけます。

(2) 自然環境を維持・保全する区域

①森林ゾーン

本市の西部一帯、及び南東側に位置する山岳・森林地帯を位置づけます。

(3) 自然環境と共生する区域

①自然共生ゾーン

むつ地域の市街地周辺から大畠地域の市街地周辺にかけて、及び南部の国道279号沿道地域の範囲（現都市計画区域）を位置づけます。

②地域の生活ゾーン

川内地域、脇野沢地域の中心地を位置づけます。

3-2 都市拠点

(1) 行政拠点

むつ市役所をはじめとする国・県の行政機能、下北文化会館などの文化機能が集積する地区を位置づけます。

(2) 地域拠点

大畠地域、川内地域、脇野沢地域の各地域の中心地を位置づけます。

(3) 医療・福祉拠点

むつ地域の金谷地区に立地するむつ総合病院周辺を位置づけます。

(4) 中心商業拠点

商業、業務施設が集積し、旧来からの中心商業地として繁栄しているむつ地域の田名部地区の商業地を位置づけます。

(5) 商業・交流拠点

商業、業務施設の集積がみられるむつ地域の大湊地区、大畠地域の新町地区、新しい商業施設が集積しているむつ地域の中央地区を位置づけます。



(6) 工業拠点

むつ地域の大湊湾に面した原子力研究施設や大畠地域の水産加工施設などを工業拠点として位置づけます。

(7) 観光拠点

森林ゾーンに立地する恐山、薬研温泉、湯野川温泉などを位置づけます。

(8) レクリエーション拠点

むつ地域のむつ運動公園、克雪ドーム、新田名部川、大畠地域の大畠中央公園、川内地域のふれあいスポーツパークを位置づけます。

(9) 原子力・海洋科学拠点

むつ地域の津軽海峡に面した原子力研究施設やリサイクル燃料中間貯蔵施設を位置づけます。

(10) 防衛拠点

むつ地域に立地する航空自衛隊基地、海上自衛隊基地を防衛拠点として位置づけます。

3-3 都市軸

(1) 高速広域連携軸

県内主要都市と連絡する下北半島縦貫道路、JR大湊線を位置づけます。

(2) 広域連携軸（陸内・海上）

県内主要都市と連絡する国道279号、国道338号、赤川下北停車場線を位置づけます。

(3) 圏域連携軸

本市と下北広域圏の町村を連絡する国道279号、国道338号を位置づけます。

(4) 地域連携軸（陸内・海上）

むつ地域の中心市街地内の連携軸として、国道279号、国道338号、赤川下北停車場線、海老川新町線を位置づけます。また、海上の地域連携軸として航路（脇野沢～佐井）を位置づけます。

また、本市の各地域と周辺町村を結ぶ地域連携軸として、むつ東通線、むつ尻屋崎線、関根蒲野沢線、長坂大湊線、むつ恐山公園大畠線、薬研佐井線、川内佐井線、長後川内線、九艘泊脇野沢線を位置づけます。



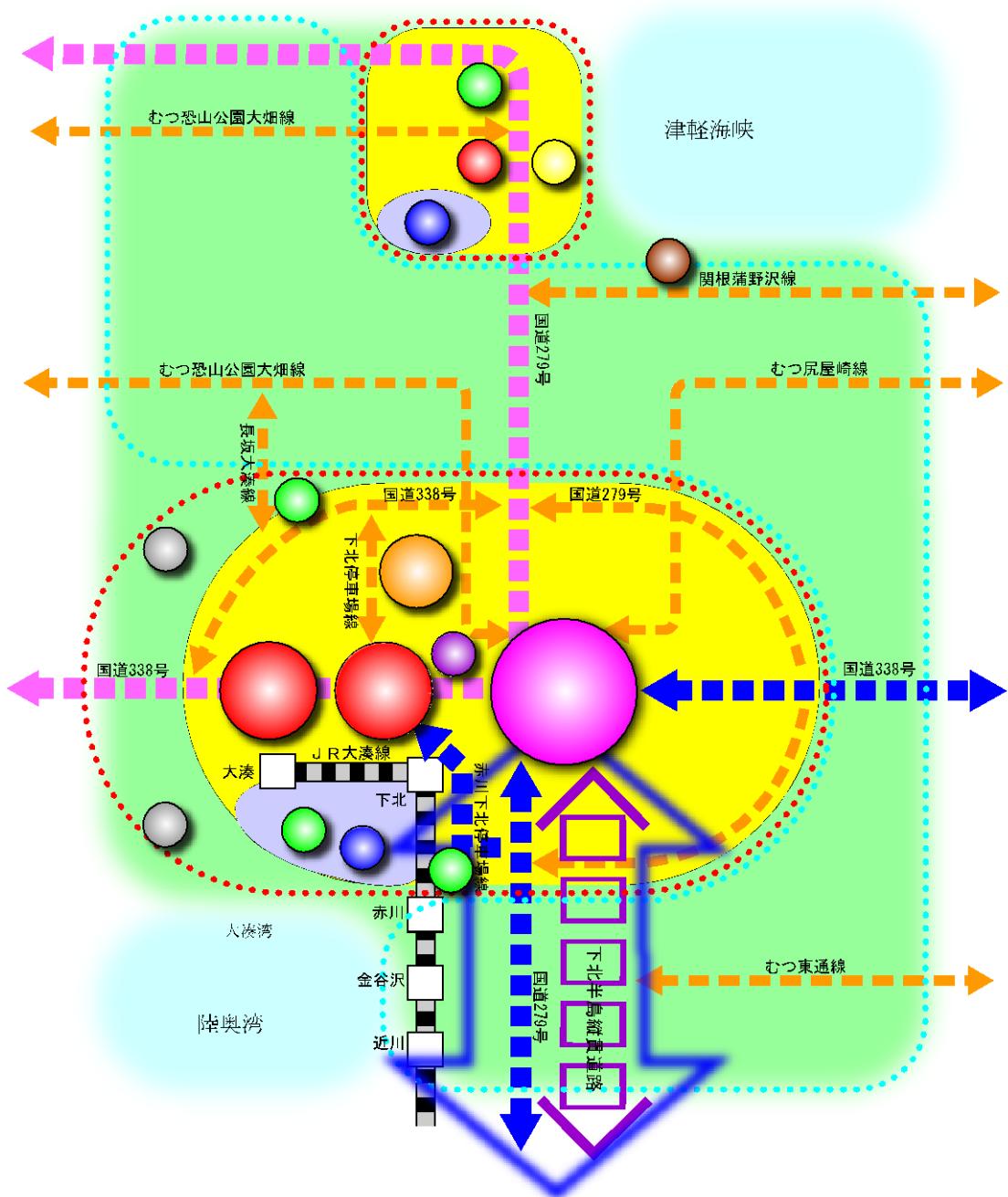


凡例

	都市的な土地利用を促進する区域		高速広域連携軸
	市街地ゾーン		地域拠点
	臨港・業務ゾーン		医療・福祉拠点
	自然環境を維持・保全する区域		中心商業拠点
	森林ゾーン		商業・交流拠点
	自然環境と共生する区域		工業拠点
	自然共生ゾーン		観光拠点
	地域の生活ゾーン		レクリエーション拠点
			原子力・海洋科学拠点
			防衛拠点

図 将来都市構造





凡 例

都市的な土地利用を促進する区域	行政拠点	高速広域連携軸
市街地ゾーン	地域拠点	広域連携軸（陸内）
臨港・業務ゾーン	医療・福祉拠点	広域連携軸（海上）
自然環境を維持・保全する区域	中心商業拠点	圏域連携軸
森林ゾーン	商業・交流拠点	地域連携軸
自然環境と共生する区域	工業拠点	
自然共生ゾーン	観光拠点	
地域の生活ゾーン	レクリエーション拠点	
	原子力・海洋科学拠点	
	防衛拠点	

図 将来都市構造（むつ地域・大畑地域の市街地）



第4章 全体構想

4-1 土地利用の方針

(1) 住宅系

	対象
1) 都市型居住エリア	むつ地域の田名部地区の中心商業拠点に隣接した住宅地
2) 住宅地エリア	むつ地域、大畠地域の市街地内の住宅地
3) 自然共生集落エリア	むつ地域、大畠地域の市街地外の集落地

(2) 商業系

	対象
1) 中心商業エリア	商業業務施設が集積するむつ地域の田名部地区
2) 沿道商業エリア	むつ地域の中央地区の沿道型商業施設が集積する地区
3) 商業・行政業務エリア	むつ地域の中央地区の市役所本庁舎周辺 むつ地域の大湊駅周辺
4) 地域生活商業エリア	大畠地域、川内・脇野沢地域の中心地

(3) 工業系

	対象
1) 工業業務エリア	むつ地域の陸奥湾に面した工業地 その他の既存の工業地

(4) 自然的土地利用

	対象
1) 農地保全エリア	むつ地域、大畠地域の田園地帯
2) 森林保全エリア	山間地域の森林地帯
3) 観光・交流レクリエーションエリア	恐山、釜臥山、薬研温泉、湯野川温泉、克雪ドーム、むつ運動公園、 大畠中央公園、早掛沼公園周辺

(5) その他の土地利用

	対象
防衛エリア	むつ地域の航空自衛隊基地、海上自衛隊基地周辺



むつ市都市計画マスターplan 概要版

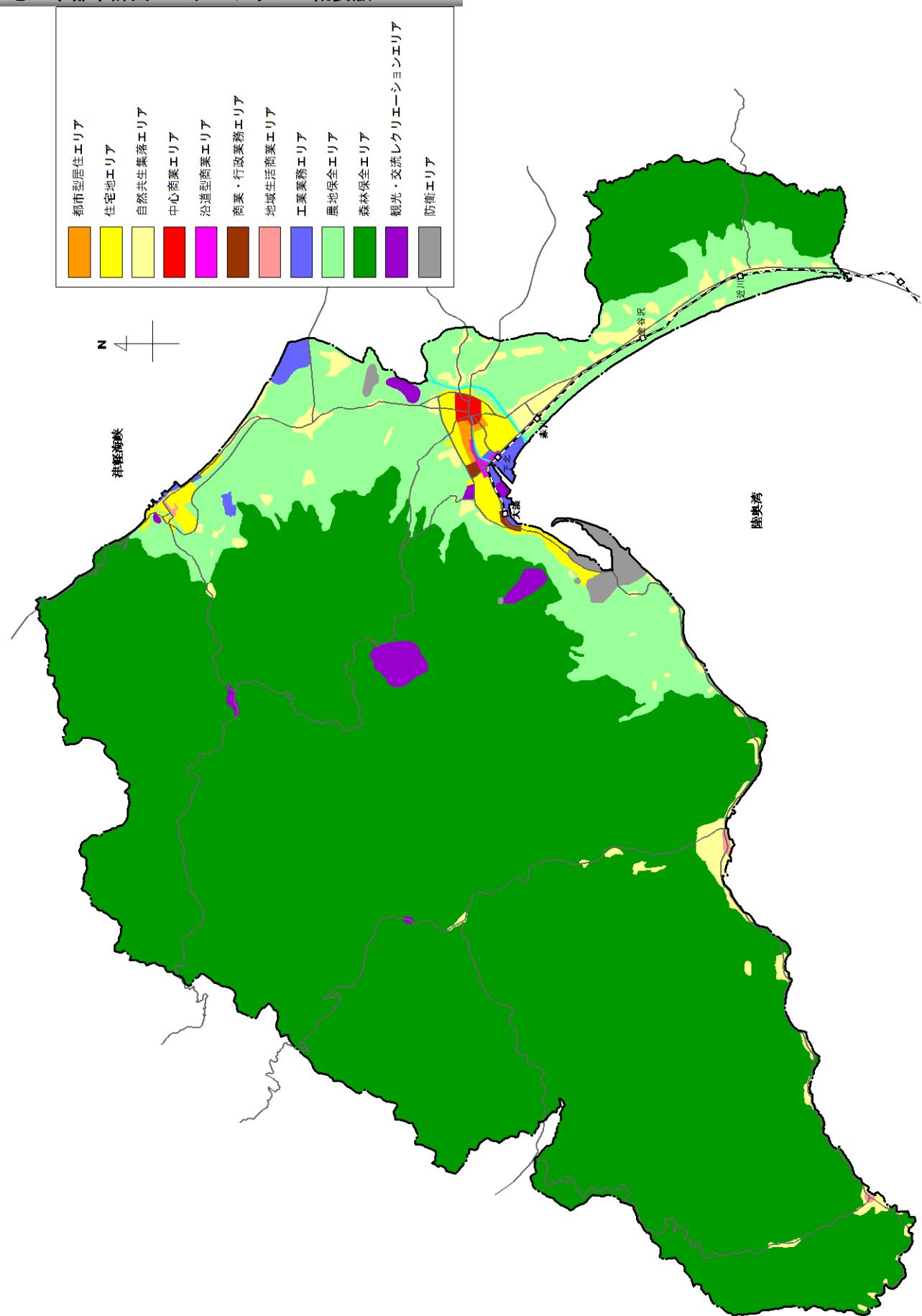


図 土地利用方針図



4-2 都市施設整備の方針

(1) 道路

		対象
1) 広域幹線道路	①高速広域幹線道路 ②広域幹線道路	下北半島縦貫道路 国道279号、国道338号
2) 幹線道路	①圏域環状幹線道路 ②幹線道路	国道279号、国道338号 国道279号、国道338号、赤川下北停車場線、下北停車場線、海老川新町線、むつ東通線、むつ尻屋崎線、関根蒲野沢線、長坂大湊線、むつ恐山公園大畑線、薬研佐井線、川内佐井線、長後川内線、九艘泊脇野沢線
3) 地区内道路	①生活道路 ②歩行系道路	市道等 幹線道路の歩道、商業地や駅周辺のシンボル道路

(2) 公共交通機関

		対象
1) 鉄道		JR大湊線
2) バス		市内路線バス
3) 海上交通		シティライナー、むつ湾フェリー

(3) 公園・緑地

		対象
1) 都市基幹公園		運動公園
2) 住区基幹公園		街区公園、近隣公園、地区公園
3) その他の公園・緑地		集落地等に位置する公園

(4) 下水道・河川

		対象
1) 下水道		公共下水道、特定環境保全公共下水道
2) 河川		市街地を流れる河川

(5) その他の公益的施設

		対象
1) 教育・文化施設		小学校、中学校及び高校、文化活動、コミュニティ形成を図る施設
2) 医療・福祉施設		病院等の医療施設 高齢者、子育て支援等の福祉施設
3) 行政施設		市役所
4) 港湾施設		漁港、水産加工施設等
5) その他の施設		観光施設等



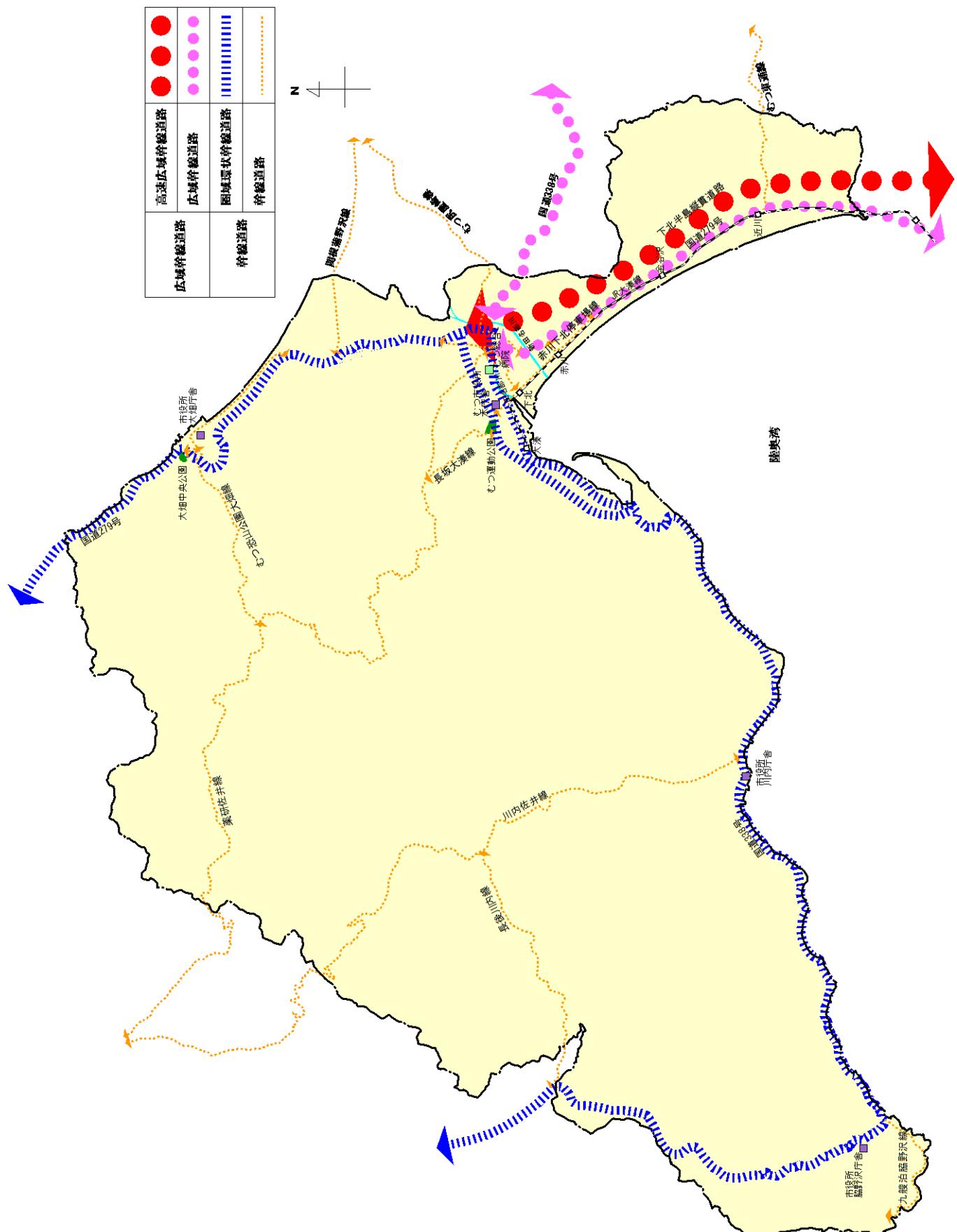


図 都市施設整備の方針図



第5章 地域別構想

5-1 地域区分

(1) 地域区分の考え方

本都市計画マスタープランの地域区分は旧市町村の要件と、川内と脇野沢の地域性をふまえ、むつ地域、大畠地域、川内・脇野沢地域の区分を設定します。

さらに、むつ地域については用途地域内を地形地物や都市計画基礎調査の調査区単位などを基に、むつ田名部地域、むつ中央下北地域、むつ大湊地域に細分化した区分を設定します。

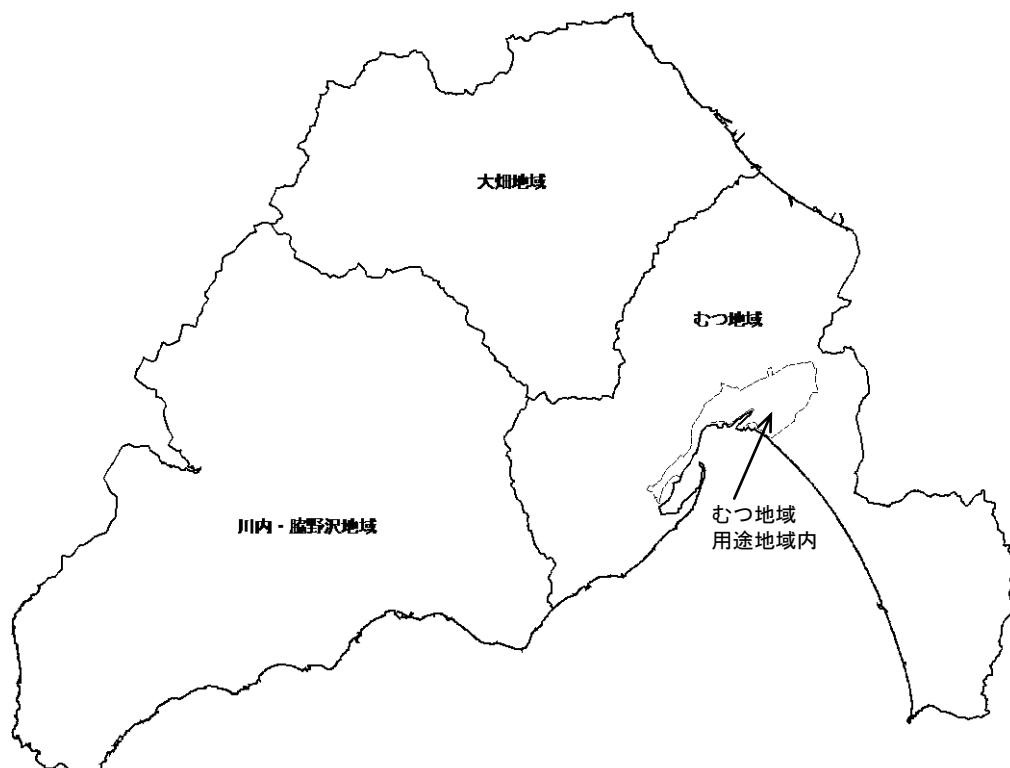


図 地域区分

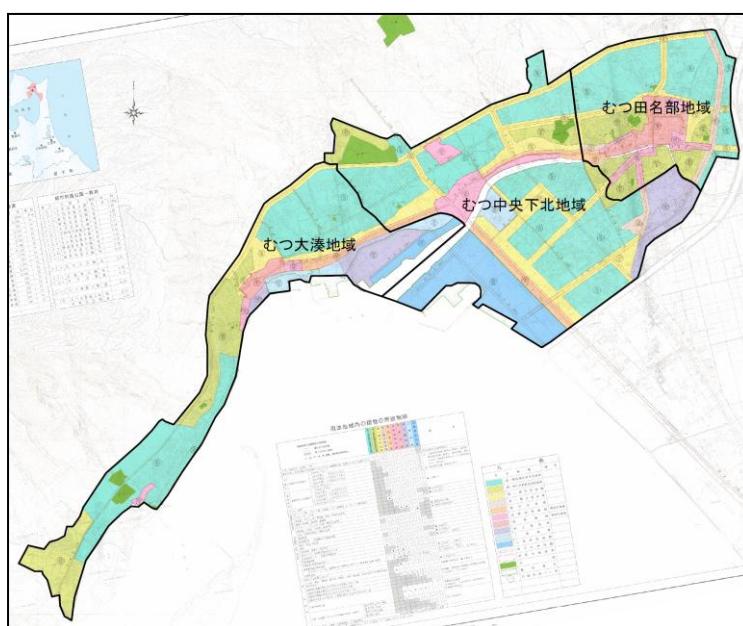


図 地域区分（むつ地域用途地域内）



5-2 地域別の将来像

5-2-1 むつ田名部地域

【むつ田名部地域の地域づくりのテーマ】

下北の商業の拠点を担う、伝統とにぎわいの中心地

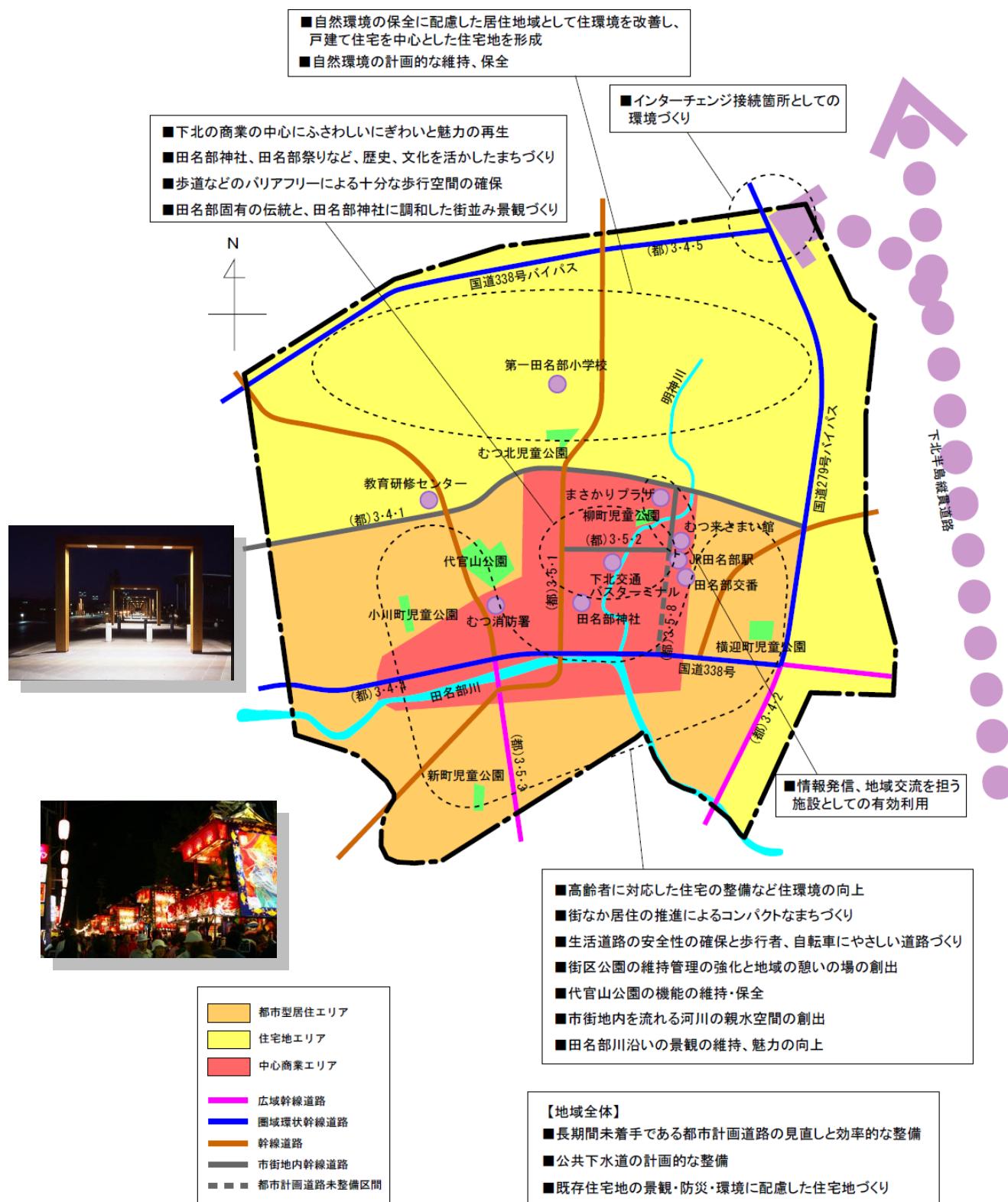


図 地域づくり方針図



5-2-2 むつ中央下北地域

【むつ中央下北地域の地域づくりのテーマ】

新たな活力でにぎわう 下北の玄関口

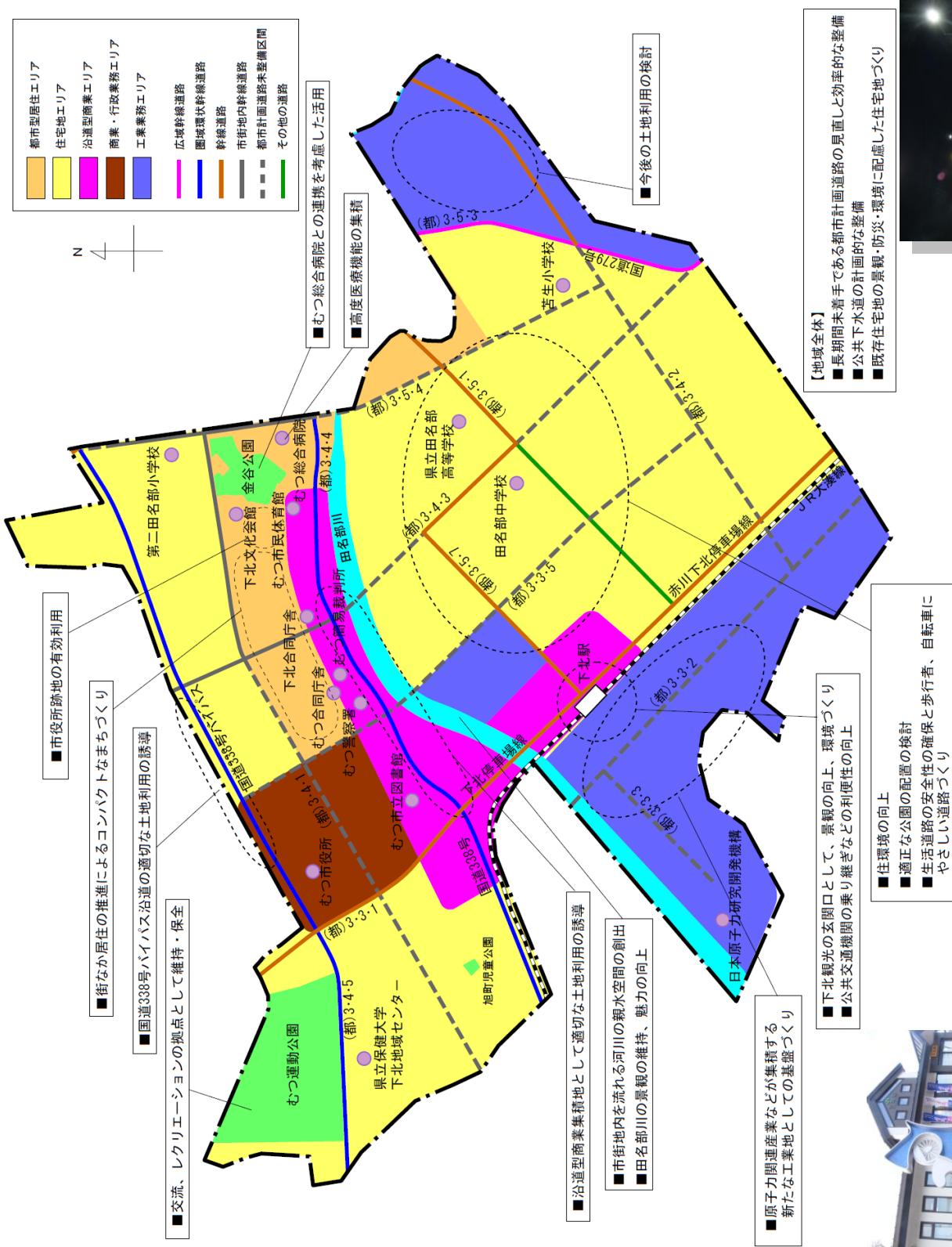


図 地域づくり方針図



5-2-3 むつ大湊地域

【むつ大湊地域の地域づくりのテーマ】

釜臥山・陸奥湾・レクリエーションが共存する地域

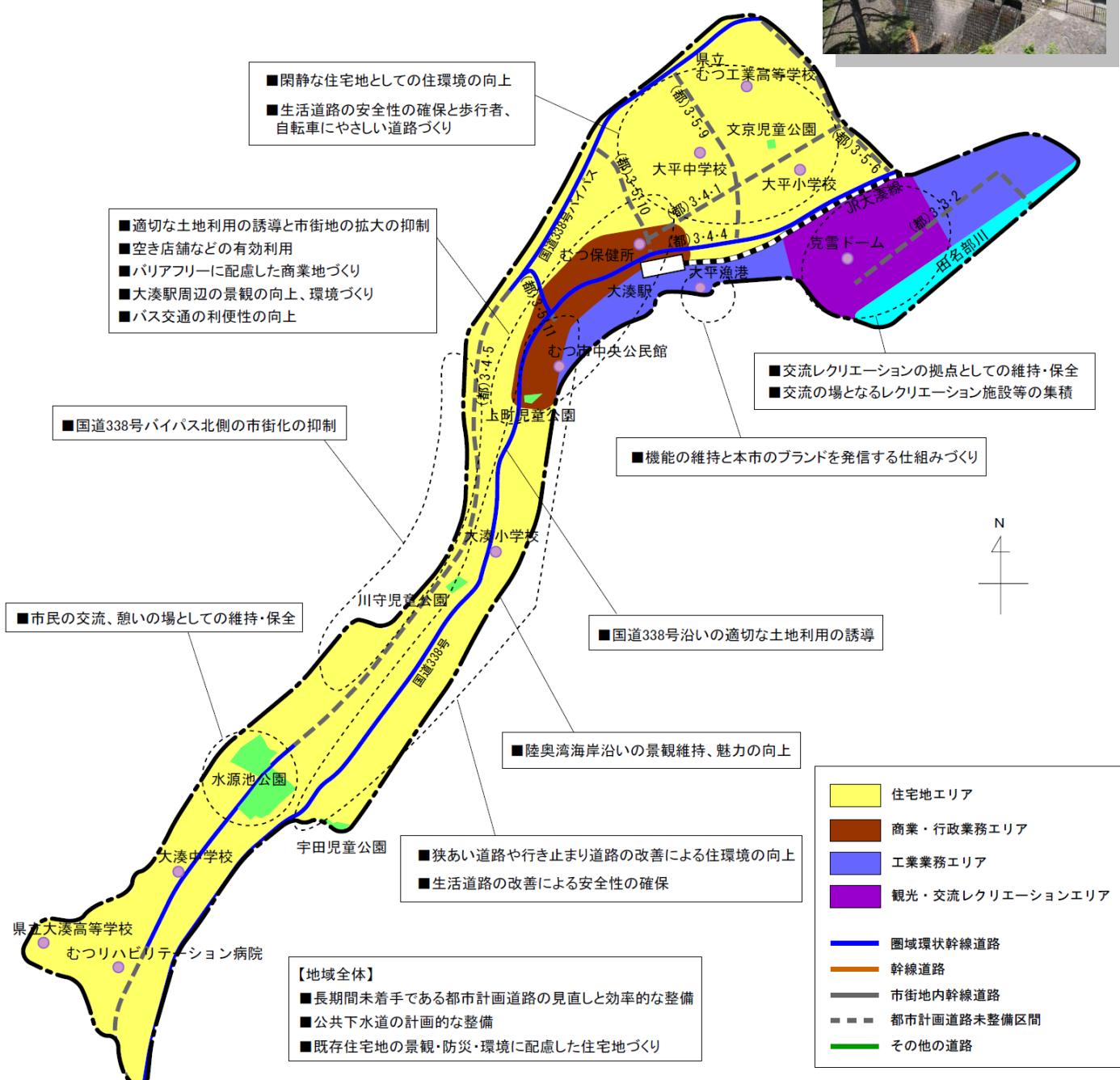


図 地域づくり方針図



5-2-4 むつ地域

【むつ地域の地域づくりのテーマ】

豊かな自然環境を守り、共生したゆとりある地域

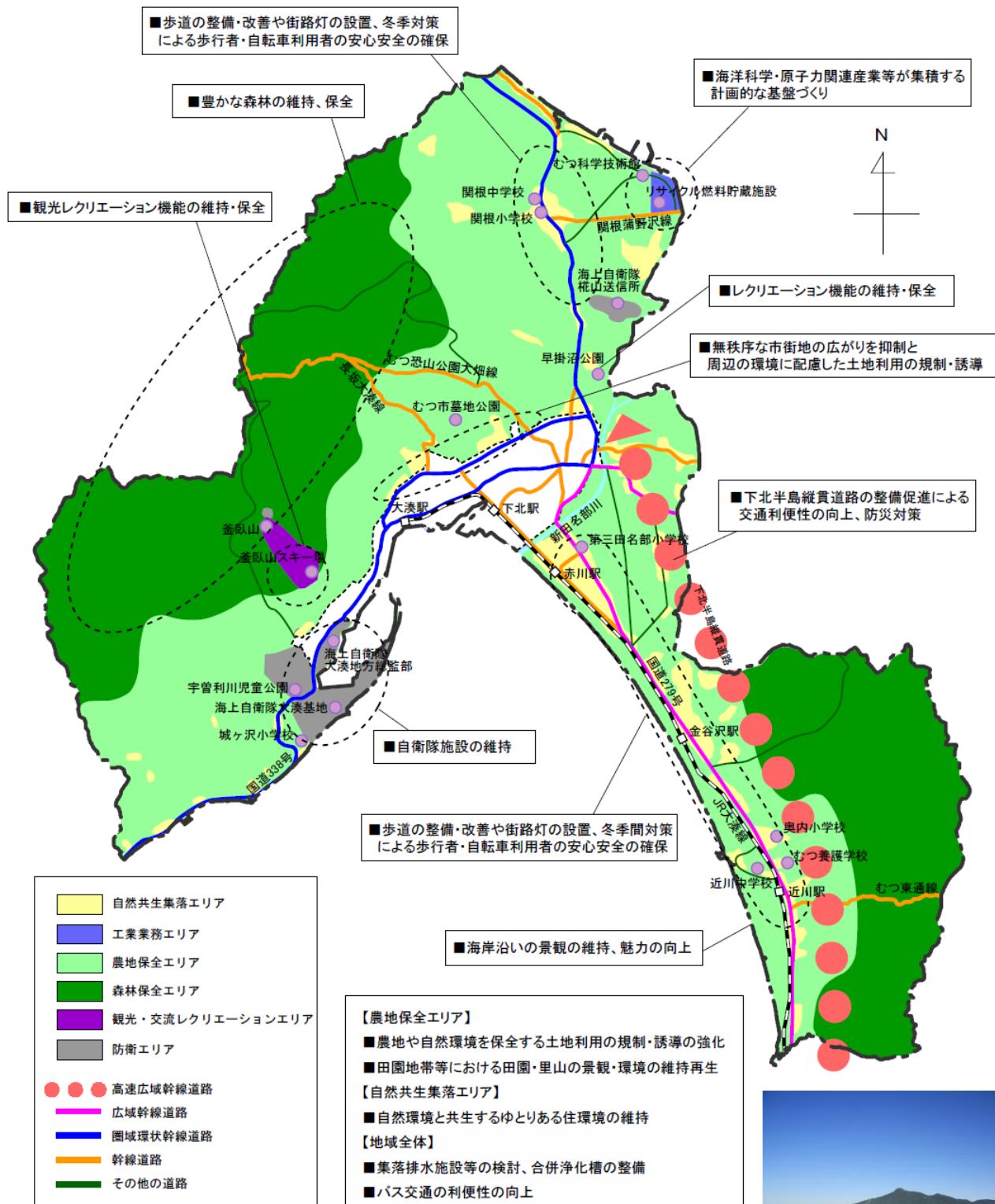


図 地域づくり方針図

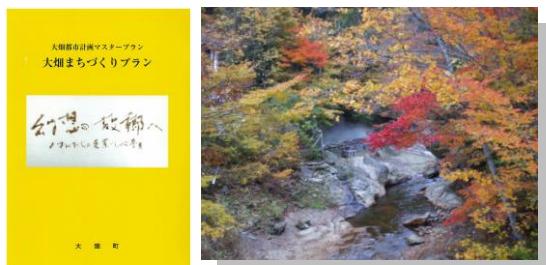


5-2-5 大畠地域

【大畠地域の地域づくりのテーマ】

人が自然に胎棲し、生活を育む、歴史・文化と産業の地域

※胎棲：自然の胎のなかに棲み、生きる「大畠まちづくりプラン」より



【地域全体】

- 公共下水道の計画的な整備
- 汚水処理についての整備計画、実施計画の検討
- 既存住宅地の景観・防災・環境に配慮した住宅地づくり

■長期間未着手である都市計画道路の見直しと効率的な整備

- 市街地南部の住宅地や国道279号沿道の無秩序な宅地化を抑制と、適切な土地利用の規制・誘導

■住宅地の既存ストックの活用

- 縄文遺跡が点在する住宅地の一体的なイメージを保持したコミュニティの形成

■中心商業地の都市機能が集約された都市構造の維持、空き地や空き店舗の有効活用による商業地の再生

- 大畠での暮らしの実情にあったサービスを提供できる商業地づくり

■生活道路の安全性の確保と歩行者、自転車にやさしい道路づくり

- バスの運行ルートの検討
商店街と連携したコミュニティバスの検討

■市街地内へのビオトープの配置の検討

■交流レクリエーションの場として機能の維持・保全



図 地域づくり方針図



5-2-6 川内・脇野沢地域

【川内・脇野沢地域の地域づくりのテーマ】

大自然を活かした下北の「食」を創出する地域



むつ市都市計画マスタープラン 概要版

平成 22 年 4 月

発行：むつ市

編集：むつ市 建設部 都市建築課



むつ市